

改正後

現行

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年1月

奥州市

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成28年11月

奥州市

改 正 後		現 行	
目 次		目 次	
第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標
	・ ・ ・ ・ 2		・ ・ ・ ・ 2
1	<u>奥州市における農業の概況</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 2</u>		
2	<u>奥州市における農地及び農業者に関する現状の分析</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 2</u>		
3	<u>将来的な農業構造の確立に向けた目標</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 2</u>		
(1)	<u>集落営農の推進</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 3</u>		
(2)	<u>担い手対策</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 3</u>		
(3)	<u>担い手等への農用地の利用集積</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 4</u>		
(4)	<u>土地利用型作物の定着及び生産物の高収益化の推進</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 4</u>		
(5)	<u>多様な販売チャンネルの確保支援</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 5</u>		
(6)	<u>地域の農業環境及びコミュニティの持続支援</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 5</u>		
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農	第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農
	の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標		の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
	・ ・ ・ ・ 5		・ ・ ・ ・ 5
1	<u>営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 5</u>		
(1)	<u>個別経営体</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 5</u>		
(2)	<u>集落型の組織経営体</u>		
	<u>・ ・ ・ ・ 9</u>		
(3)	<u>新たに農業経営を営もうとする青年等の経営体</u>		
	<u>・ ・ ・ 1 0</u>		
(4)	<u>リーディング経営体</u>		
	<u>・ ・ ・ 1 3</u>		
2	<u>経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する指標</u>		
	<u>・ ・ ・ 1 4</u>		
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目	第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目
	標その他農用地の利用関係の改善に関する事項		標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
	・ ・ ・ 1 <u>5</u>		・ ・ ・ 1 <u>1</u>
1	<u>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</u>		
	<u>・ ・ ・ 1 5</u>		
2	<u>農用地の利用関係の改善に関する事項</u>		
	<u>・ ・ ・ 1 5</u>		
第 4	農業経営基盤強化促進事業等に関する事項	第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項
	・ ・ ・ 1 <u>6</u>		・ ・ ・ 1 <u>2</u>

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表			No. 3		
改 正 後			現 行		
1	利用権設定等促進事業に関する事項	・・・1 <u>7</u>	1	利用権設定等促進事業に関する事項	・・・1 <u>3</u>
2	農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施を <u>促進する事業</u> に関する事項	・・・ <u>2 2</u>	2	農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施の <u>促進</u> に関する事項	・・・ <u>1 9</u>
3	農用地利用改善事業の実施を <u>促進する事業</u> に関する事項	・・・ <u>2 2</u>	3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準そ の他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・・・ <u>1 9</u>
4	委託を受けて行う農作業の実施を <u>促進する事業</u> に関する事項	・・・2 <u>4</u>	4	農業協同組合が行う農作業の委託の <u>あっせん</u> の促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の <u>促進</u> に関する事項	・・・2 <u>1</u>
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を <u>促進する事業</u> に関する事項	・・・2 <u>5</u>	5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の <u>促進</u> に関する 事項	・・・2 <u>1</u>
6	その他農業経営基盤の <u>強化を促進するために必要な事業に関する事項</u>	・・・2 <u>5</u>	6	その他農業経営基盤強化促進事業の <u>実施</u> に関し必要な事項	・・・2 <u>2</u>
第5	その他	・・・2 7	第5	農用地利用集積円滑化事業に関する事項	・・・2 <u>3</u>
別紙1（第4の1（1）⑥関係）	・・・2 8	別紙1（第4の1（1）⑥関係）	・・・2 8	<u>1</u> 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	・・・2 <u>3</u>
別紙2（第4の1（2）関係）	・・・2 9	別表2（第4の1（2）関係）	・・・2 9	<u>2</u> 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	・・・2 <u>3</u>
				<u>3</u> その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	・・・2 <u>4</u>
第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標		第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
1	奥州市における農業の概況 奥州市は、岩手県南部に位置し、地域の中央を北上川が流れている。北上川の西側には胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がっており、また、北上川の東側は北上山地につながる田園地帯になっており、地域全域が豊富な自然に恵まれている。 その立地条件を活かして水稻を主体とした畜産、果樹、野菜、花き等の複合農業経営により、経営資源の有効利用や経営リスクの分散を図り、農業の生産性を高めてきた。特に、「前沢牛」、「江刺りんご」、「江刺金札米」等は全国的なブランドを確立し、その名声を高めている。それらを含めた、米、肉用牛、りんご、ピーマン、きゅうり、トマト、りんどう、ハトムギも県内有数の産地であり、高い市場評価を得ていることから、今後の広がりが期待されている。		1	奥州市は、岩手県南部に位置し、地域の中央を北上川が流れ、北上川西側には胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がり、北上川東側には、北上山地につながる田園地帯になっており、地域全域が豊富な自然に恵まれている。 その立地条件を活かして水稻を主体とした畜産、果樹、野菜、花き等の複合農業経営による高生産農業を展開してきた。特に、「前沢牛」、「江刺りんご」、「江刺金札米」等は全国的なブランドを確立し、その名声を高めている。また、米、肉用牛、ピーマン、きゅうり、トマト、りんどう、ハトムギも県内有数の産地であり高い市場評価を得て、今後の広がりが期待されている。	
2	奥州市における農地及び農業者に関する現状の分析 令和2年における奥州市の耕地面積は 19,800ha となっており、主な作物の作付面積と収穫量は、水稻 10,300ha、57,500 t、大豆 1,400ha、1,970 t、小麦 107ha、173 t、そば 18ha、9 t となっており（作物統計調査		2	平成 27 年における奥州市の耕地面積は 19,900ha となっており、主な作物の作付面積と収穫量は、水稻 10,900ha、61,600 t、大豆 1,050ha、1,850 t、小麦 187ha、247 t、そば 32ha、10 t となっており、近年では米単	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 4
改 正 後	現 行	
<u>令和 2 年産市町村別データより</u>）、近年では米単作から土地利用型作物への転換が進んでいる。 また、<u>奥州市の販売農家戸数は 6,252 戸であるが、5 年前の 7,791 戸に比べ、1,539 戸減少している（2020 年農林業センサスより）</u>。さらに、奥州市をはじめ北上市、金ケ崎町、一関市等近隣市町への企業立地が促進されたことにより、地域経済社会の構造変化、とりわけ農業においては専業農家と第 2 種兼業農家の二極化が進んでいる。 <u>令和 2 年における奥州市の高齢化率は 35.7%と県内平均の 33.7%を 2%上回り（岩手県人口移動報告年報（令和 2 年 10 月 1 日現在）より）、農業労働力の高齢化が強まっており、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、法第 14 条の 4 第 1 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）及び農業後継者の育成による担い手の確保と集落営農の推進が引き続き重要な課題となっている。</u> 一方、<u>中山間地域においては、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は認定農業者等に集積されない農地について、近年遊休農地が増加傾向にあることから、これを放置すれば認定農業者等の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。</u> 3 <u>将来的な農業構造の確立に向けた目標</u> 奥州市は、今後農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。 具体的には、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得を実現し得る年間農業所得、年間総労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市における農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すため、次に挙げる課題に取り組むほか、各種の補助事業や交付金事業の実施においても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者、認定新規就農者に十分配慮し、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。 (1) <u>集落営農の推進</u> <u>集落営農の推進を図るため、奥州市農業再生協議会を構成する市、市農業委員会、農業協同組合、県南広域振興局農政部、奥州農業改良普及センター、土地改良区、農業共済組合等の各関係機関・団体による相互連携の下で指導・助言を行い、集落の将来展望とそれを担う経営体の明確な把握のために農業者自らによる十分な話し合いができるよう誘導する。</u> <u>加えて、上記組織が主体となり、認定農業者、認定新規就農者及び生産組織に対して営農診断及び営農改善方策の提示等を行うことにより、これらが集落営農の中心的な役割を果たすことができるよう誘導する。</u> <u>また、既に優良な地域ぐるみ農業を展開しているモデル集落に対しては重点的に支援し集落営農を確立させることで、市全域での集落営農に対する気運を高めるよう努める。</u> (2) <u>担い手対策</u> <u>担い手対策として、認定農業者の確保、農業後継者の育成及び新規就農者の就農支援を図るとともに女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進する。特に、市農業委員会及び農業協同組合等の連携の下、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者、認定新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営改善方策の指導及び研修等について、奥州農業改良普及センターの協力を得ながら実施する。</u> <u>まず、農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、本制度の認定を受けた認定農業者には市農業委員会の支援による農用地の利用集積についてはもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、制度の積極的活用を図るものとする。</u> <u>また、青年等就農計画制度については、本制度を次代を担う新規就農者の確保・育成施策の中心に位置づけ、就農希望者へ事前の栽培経営に関しての研修や計画策定のサポートを行い、就農計画の実現に必要な生産基盤の確保等に係る支援が実施されるよう努めることとし、制度の積極的活用を図るものとする。</u> <u>次に、将来の農業を担う若い農業経営者の意向及びその他の農業経営に関する基本条件を考慮して、農業</u>	作から土地利用型作物への転換が進んでいる。<u>（岩手の農作物統計より）</u> 奥州市の販売農家戸数は <u>7,791 戸（2015 年農林業センサス）</u>であるが、<u>うち専業農家 1,851 戸、第 1 種兼業農家が 807 戸、第 2 種兼業農家が 5,133 戸となっており、農家総数は 5 年前の 9,448 戸に比べ、1,657 戸減少している。</u> <u>さらに、奥州市をはじめ北上市、金ケ崎町、一関市等近隣市町への企業立地が促進されたことにより、地域経済社会の構造変化、とりわけ農業においては専業農家と第 2 種兼業農家の二極化が進んでいる。また、平成 27 年の奥州市の高齢化率は 32.3%と県内平均の 30.5%を上回り（岩手県人口報告移動年報より）、農業労働力の高齢化、女性化の傾向が強まっており、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、法第 14 条の 4 第 1 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）及び農業後継者の育成による担い手の確保と集落営農の推進が引き続き重要な課題となっている。</u> 一方中山間地域においては、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は認定農業者等に集積されない農地について、<u>一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば認定農業者等の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。</u> 3 奥州市は、今後農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。 具体的には、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得を実現し得る年間農業所得、年間総労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。 4 奥州市は、このような農業構造の確立を図るため、次の課題に取り組む。 <u>①個別複合経営の拡大推進を図るとともに、集落営農を推進する。</u> <u>②担い手対策として認定農業者の確保、農業後継者の育成及び新規就農者の支援を図るとともに女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進する。</u> <u>③良食味米の大規模低コスト生産の推進や大豆等土地利用型作物の定着・拡大を進めるため、ほ場整備事業による大区画化や排水対策等の整備を図るとともに、農地中間管理事業を活用し農地集積を推進する。</u> <u>④既に定着している作物はもとより、新規の作物や品種を取り入れながら、園芸・畜産等との複合経営を進め、農家経営の安定を図る。</u> <u>⑤グリーン・ツーリズムや都市交流による消費者との接点を持ち、ICT（情報通信技術）を活用した販売戦略等、多様な販売チャネルの確保を図る。</u> <u>⑥小規模兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等と農業を生業とする農家との相互協力を図りながら、地域の環境維持、コミュニティ活動の継続を図るよう支援する。</u> 5 奥州市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が、<u>地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが、農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。</u> <u>特に、地域のあるべき姿や地域の中心となる経営体を明確化した「地域農業マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）の中で明確化された地域の中心となる経営体を育成し、経営基盤の強化を図るものとする。</u> <u>奥州市における集落営農の推進を図るために次の措置を行う。市、市農業委員会、農業協同組合、県南広域振興局農政部、奥州農業改良普及センター、土地改良区、農業共済組合等が十分な相互連携の下で、奥州市農業再生協議会が指導・助言を行い、集落の将来展望とそれを担う経営体の明確な把握のために農業者自らによる徹底した話し合いができるよう誘導する。</u> <u>さらに、認定農業者、認定新規就農者及び生産組織に対して、上記組織が主体となって営農診断し、営農改善方策の提示等を行い地域の担い手となり得る経営体として育成し、集落営農の中心的な役割を果たすことを目指す。</u>	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 5
改 正 後	現 行	
者又は農業に関する団体による、地域の農業振興のための自主的な努力を助長するため、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。特に、地域のあるべき姿や地域の中心となる経営体を明確化した「地域農業マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）の中で明確化された地域の中心となる経営体を育成し、経営基盤の強化を図るものとする。 また、生産組織は効率的な生産単位を形成するうえで重要な役割を担うものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置にあり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を図る。 さらに、女性農業者についても、市内の農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請による女性農業者の経営参画の促進することや、集落営農組織の法人化に向けた協議の場等へ女性農業者の参加を呼びかけることなどにより、女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進する。	また、既に優良な地域ぐるみ農業を展開しているモデル集落に対しては重点的に支援し集落営農を確立させることで、市全域での集落営農に対する気運を高めるよう努める。 次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、市農業委員等による掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元把握を基に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。 また、これらの農地の流動化に関しては、既存の先進的な集落営農法人等で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連坦化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。 特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項）及び農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 4 項）の特例事業（法第 7 条。以下「特例事業」という。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。	
(3) 担い手等への農用地の利用集積 農地の集積・集約化並びにそれらに伴う省力化により規模拡大を図ろうとする農業者に対しては、市農業委員等による掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元把握を基に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）及び農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 4 項に規定するものをいう。）の特例事業（法第 7 条に規定するものをいう。以下「特例事業」という。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。 また、このような農地の利用調整に関しては、既存の先進的な集落営農法人等で行われている集団的土地利用を模範としつつ、農用地が集約化された条件で担い手に利用集積されるよう努める。特に、水田農業等土地利用型農業が主であり、且つ、担い手の育成及び担い手への農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成がなされることを目指す。地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者、認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性について具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導・助言を行う。 さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、関係機関・団体との連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。	水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を目指し、また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者、認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導・助言を行う。 さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、関係団体との連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、集約した農地において、効率的な生産を行うことを目指し、水稻、稲作、園芸品目等を計画的かつ団地的に作付するよう取り組みを図り、必要に応じ、奥州農業改良普及センターの指導の下、土地生産性や労働生産性の高い品目の選定、新たな技術の導入等を推進する。 また、生産組織は、効率的な生産単位を形成するうえで重要な役割を担うものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置にあり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。 特に中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進める。 さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請による女性農業者の経営参画の促進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。 なお、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展に結びつくよう理解と協力を求めていくこととする。 特に、農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、本制度の認定を受けた認定農業者には市農業委員会の支援による農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、奥州市が主体となって、関係機関、関係団体等にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。 また、青年等就農計画制度については、本制度を次代を担う新規就農者の確保・育成施策の中心に位置づけ、就農希望者へ事前の栽培経営に關しての研修や計画策定のサポートを行い、就農計画の実現に必要な生産基盤の確保等に係る支援が実施されるよう努めることとし、本制度の認定を受けた認定新規就農者に対し、奥州市が主体となって関係機関、関係団体、指導農業者等と協力し、制度の積極的活用を図るものとする。 さらに、各種の補助事業や交付金事業の実施においても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者、認定新規就農者に十分配慮し、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。	
(4) 土地利用型作物の定着及び生産物の高収益化の推進 良食味米等の大規模低コスト生産の推進や、大豆等の土地利用型作物の定着と拡大を推進するため、ほ場整備事業による大区画化や排水対策等の整備を図るとともに、既に定着している作物はもとより、新規の作物や品種を取り入れながら、園芸・畜産等との複合経営を進め、農家経営の安定を図る。 集約化された農地において効率的な生産が行われることを目指し、水稻、園芸品目等の計画的かつ団地的な作付けがなされるよう取組を図り、必要に応じ、奥州農業改良普及センターの指導の下、土地生産性や労働生産性の高い品目の選定、新たな技術の導入等を推進する。		
(5) 多様な販売チャネルの確保支援 学校教育の一環として、児童や生徒が農村における生活を体験すること等（農村生活体験学習）を目的として行われる旅行の受入れ（通称「グリーン・ツーリズム」）の推進や、商工業との連携及び食農連携に関するイベント等の開催により、都市との交流を強め、農業生産者が多くの消費者と接点を持てるよう支援する。 また、ICT（情報通信技術）を活用した販売戦略等、多様な販売チャネルの確保を図る。		
(6) 地域の農業環境及びコミュニティの持続支援 効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と小規模な兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家等との間で労働	6 奥州市は、市農業委員会、農業協同組合等の連携の下、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者、認定新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営改善方策の指導及び研修等を奥州農業改良普及センターの協力を得ながら実施する。	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表				No. 6			
改正後				現行			
<u>力の提供等による役割分担をマスタープランにおいても明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展に結びつくよう理解と協力を求めていくこととする。</u>							
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標				第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標			
第1 に示したような目標達成を図るための効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に展開されている優良事例を踏まえつつ、奥州市で考えられる主要な営農類型の目安を示すと次のとおりである。				第1 に示したような目標達成を図るための効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に展開されている優良事例を踏まえつつ、奥州市で考えられる主要な営農類型の目安を示すと次のとおりである。			
1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標				1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標			
(1) 個別経営体				(1) 個別経営体			
目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1 経営体あたりの年間所得が <u>570</u> 万円程度を確保できる経営（主たる従事者 1 人、配偶者 <u>又</u> は後継者等の家族従事者は 1 人、主たる従事者の年間所得は <u>420</u> 万円程度）を例示した。				目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1 経営体あたりの年間所得が <u>550</u> 万円程度を確保できる経営（主たる従事者 1 人、配偶者 <u>また</u> は後継者等の家族従事者は 1 人、主たる従事者の年間所得は <u>400</u> 万円程度）を例示した。			
				<u>新たに農業を営もうとする青年等にあっては、1 経営体につき、就農後 5 年後の農業経営の年間所得を「地域の就業後間もない他産業従事者」並みの 200 万円程度とし、営農類型については下表のとおり、経営規模と生産方式は、その所得目標に応じたものとする。</u>			
また、労働時間は、主たる従事者 <u>2,000</u> 時間、従たる従事者は 1,000～1,500 時間とし、これを超える場合には雇用を取り入れる体系とした。				また、労働時間は、主たる従事者 <u>2,100</u> 時間、従たる従事者は 1,000～1,500 時間とし、これを超える場合には雇用を取り入れる体系とした。			
No.	営農類型	経営規模	生産方式	No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻（作業受託含） ＋小麦または大豆	〈作付面積等〉 ・水稻＝ <u>3.0</u> ha ・作業受託＝ <u>15.0</u> ha （水稻基幹 3 作業） ・小麦または大豆 ＝ <u>10.0</u> ha 〈経営面積〉 <u>13.0</u> ha	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps) 1 台 ・田植機(6 条) 1 台 ・播種機(点播 4 条) 1 台 ・乗用管理機 1 台(共同) ・コンバイン(5 条) 1 台 （普通型コンバイン 1 台(共同)） ・乾燥機(3.5t) 3 台、 <u>他</u> 〈その他〉 ・ <u>ほ場の集団化</u> ・必要に応じ、園芸品目を導入	1	水稻(作業受託含) ＋小麦または大豆	〈作付面積等〉 水稻＝ <u>5.0</u> ha <u>水稻受託(全)＝14.0</u> ha 小麦(<u>大豆</u>)＝ <u>5.0</u> ha 〈経営面積〉 <u>10.0</u> ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1 台 田植機(6 条) 1 台 播種機(点播 4 条) 1 台 乗用管理機 1 台(共同) コンバイン(5 条) 1 台 （普通型コンバイン 1 台 共同） 乾燥機(3.5t) 3 台 他 〈その他〉 ・必要に応じ、園芸品目を導入
2	水稻 ＋小麦または大豆	〈作付面積等〉 ・水稻＝ <u>15.0</u> ha ・小麦または大豆 ＝ <u>8.0</u> ha 〈経営面積〉 <u>23.0</u> ha （うち借地 10.0ha）	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps) 1 台 ・田植機(6 条) 1 台 ・播種機(点播 4 条) 1 台 ・乗用管理機 1 台 ・コンバイン(5 条) 1 台 （普通型コンバイン 1 台(共同)） ・乾燥機(3.5t) 3 台、 <u>他</u> 〈その他〉 ・ <u>ほ場の集団化</u> ・必要に応じ、園芸品目を導入	2	水稻 ＋小麦または大豆	〈作付面積等〉 水稻＝ <u>13.0</u> ha 小麦(<u>大豆</u>)＝ <u>4.0</u> ha 〈経営面積〉 <u>17.0</u> ha （うち借地 10.0ha）	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1 台 田植機(6 条) 1 台 播種機(点播 4 条) 1 台 乗用管理機 1 台 コンバイン(5 条) 1 台 （普通型コンバイン 1 台 共同） 乾燥機(3.5t) 3 台 他 （その他） ・必要に応じ、園芸品目を導入

改 正 後				現 行			
3	水稻 ＋飼料用米	〈作付面積等〉 ・水稻＝15.0ha ・飼料用米＝9.0ha （直播栽培） 〈経営面積〉24.0ha （うち借地 9.6ha）	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・播種オプション 1式 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン(5条) 1台 ・乾燥機(3.5t) 3台、他 〈その他〉 ・飼料用米は直播栽培を導入	3	水稻 ＋飼料用米	〈作付面積等〉 水稻＝15.0ha 飼料用米＝9.0ha （直播栽培） 〈経営面積〉24.0ha （うち借地 9.6ha）	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 播種オプション一式 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 2台 乾燥機(3.5t) 4台 他 （その他） ・飼料用米は直播栽培を導入
4	水稻 ＋W C S 用稲	〈作付面積等〉 ・水稻＝15.0ha ・W C S 用稲＝9.0ha （直播栽培） 〈経営面積〉24.0ha （うち借地 9.6ha）	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・播種オプション 1式 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン(5条) 1台 ・乾燥機(3.5t) 3台、他 〈その他〉 ・W C S 用稲は直播栽培導入、 収穫期以降は作業委託	4	水稻 ＋W C S 稲	〈作付面積等〉 水稻＝15.0ha W C S ＝9.0ha （直播栽培） 〈経営面積〉24.0ha （うち借地 9.6ha）	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 播種オプション一式 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他 （その他） ・W C S は直播栽培導入、収穫期以降は作業委託
5	アスパラガス ＋水稻	〈作付面積〉 ・グリーンアスパラガス＝1.8ha ・水稻＝5.0ha 〈経営面積〉6.8ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(3.0t) 2台 ・動力噴霧機(自走式) 1台、他 ・選別調整機	5	アスパラガス ＋水稻	〈作付面積〉 グリーンアスパラガス＝1.8ha 水稻＝5.0ha 〈経営面積〉6.8ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 動力噴霧機(自走式) 1台 選別調整機 1台 他
6	きゅうり ＋水稻	〈作付面積〉 ・きゅうり＝0.4ha ・水稻＝5.0ha 〈経営面積〉5.4ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・深耕ロータリー 1台 ・マルチスプレーヤ 1台、他	6	きゅうり ＋水稻	〈作付面積〉 きゅうり＝0.4ha 水稻＝5.0ha 〈経営面積〉5.4ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 深耕ロータリー 1台 マルチスプレーヤ 1台 他
7	トマト ＋水稻 ＋冬期葉物野菜	〈作付面積〉 ・トマト＝0.3ha ・水稻＝5.5ha ・なばなまたはブチヴェ ール＝0.05ha 〈経営面積〉5.85ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 3,000㎡ ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(3.0t) 2台 ・深耕ロータリー 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台、他	7	トマト ＋水稻 ＋冬期葉物野菜	〈作付面積〉 トマト＝0.55ha 水稻＝5.5ha なばな＝0.05ha 〈経営面積〉6.1ha	〈資本装備〉 ハウス 3棟 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 深耕ロータリー 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 他

改 正 後				現 行			
8	ピーマン ＋水稻	〈作付面積〉 ・ピーマン＝0.4ha ・水稻＝5.0ha 〈経営面積〉5.4ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 4,000 m ² ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(3.0t) 2台 ・深耕ロータリー 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台、他	8	ピーマン ＋水稻	〈作付面積〉 ピーマン＝0.4ha 水稻＝5.0ha 〈経営面積〉5.4ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 深耕ロータリー 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 他
9	りんどう	〈作付面積〉 ・りんどう＝1.3ha 〈経営面積〉1.3ha	〈資本装備〉 ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・フラワーバインダー 1台、他 〈その他〉 ・極早生、早生、晩生、極晩生の組合せ(採花圃場面積のみ)	9	りんどう ＋ <u>水稻(委託)</u>	〈作付面積〉 りんどう＝1.0ha <u>水稻(委託)＝1.5ha</u> 〈経営面積〉2.5ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 フラワーバインダー 1台 他
10	小ぎく	〈作付面積〉 ・小ぎく＝2.1ha 〈経営面積〉2.1ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・フラワーバインダー 1台、他	10	小ぎく ＋ <u>水稻(委託)</u>	〈作付面積〉 小ぎく＝2.1ha <u>水稻(委託)＝1.5ha</u> 〈経営面積〉3.6ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 フラワーバインダー 1台 他
11	アルストロメリア	〈作付面積〉 ・アルストロメリア＝0.35ha 〈経営面積〉0.35ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 3,000 m ² ・トラクター(20ps) 1台 ・可搬式動力噴霧機 1台、他	11	アルストロメリア ＋ <u>水稻(委託)</u>	〈作付面積〉 アルストロメリア＝0.3ha <u>水稻(委託)＝1.5ha</u> 〈経営面積〉1.8ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 可搬式動力噴霧機 1台
12	りんご	〈作付面積〉 ・りんご＝2.5ha 〈経営面積〉2.5ha	〈資本装備〉 ・トラクター(20ps) 1台 ・スピードスプレヤー 1台 ・マニユアスプレッダ 1台 ・ロータリーモア(乗用) 1台、他	12	りんご	〈作付面積〉 りんご＝2.5ha 〈経営面積〉2.5ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 スピードスプレヤー 1台 マニユアスプレッダ 1台 他
13	ホップ ＋水稻	〈作付面積〉 ・ホップ＝2.0ha ・水稻＝8.0ha 〈経営面積〉10.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(3.0t) 2台 ・高所作業機 1台(共同)、他	13	ホップ ＋水稻	〈作付面積〉 ホップ＝2.0ha 水稻＝8.0ha 〈経営面積〉10.0ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 高所作業機 1台(共同) 他
14	肉用牛(肥育) ＋ <u>飼料用米</u>	〈作付面積等〉 ・黒毛和種＝100頭 ・飼料用米＝13.0ha (<u>直播栽培</u>) ・牧草＝3.5ha 〈経営面積〉16.5ha	〈資本装備〉 ・畜舎 610 m ² ・トラクター(50ps) 2台 ・田植機(6条) 1台 ・播種オブション 1式 ・コンバイン(4条) 1台、他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・飼料用米は直播栽培を導入	14	肉用牛(肥育) ＋ <u>水稻</u>	〈作付面積等〉 黒毛和種＝100頭 <u>水稻＝5.0ha</u> 〈経営面積〉5.0ha	〈資本装備〉 畜舎 800 m ² トラクター(50ps) 1台 <u>スキッドステアローダ</u> 1台 <u>ダンプトラック</u> 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 他

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表				No. 9			
改 正 後				現 行			
15	肉用牛（繁殖） ＋水稻またはWC S 用稲	〈作付面積等〉 ・黒毛和種＝ <u>25</u> 頭 ・牧草＝ <u>3.6</u> ha ・水稻またはWC S用稲 ＝ <u>3.1</u> ha 〈経営面積〉 <u>6.7</u> ha	〈資本装備〉 ・畜舎 <u>300 m²</u> ・トラクター(50ps) <u>1 台、他</u> 〈その他〉 ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化 ・コンバイン等の共同所有、共同作業	15	肉用牛(繁殖) ＋水稻	〈作付面積等〉 黒毛和種＝ <u>40</u> 頭 飼料作物＝ <u>4.2</u> ha 牧草＝ <u>4.0</u> ha 水稻＝ <u>4.0</u> ha 〈経営面積〉 <u>12.2</u> ha	〈資本装備〉 トラクター(<u>30, 50</u> ps) 各 <u>1 台</u> <u>マニユアスプレッダ</u> <u>1 台(共同)</u> <u>ロールベアラ</u> <u>1 台</u> <u>コーンハーベスタ (1 条)</u> <u>1 台</u> <u>田植機(4 条)</u> <u>1 台</u> <u>コンバイン(3 条)</u> <u>1 台</u> 他
16	肉用牛（一貫）	〈作付面積等〉 ・黒毛和種（繁殖） ＝ <u>24</u> 頭 ・黒毛和種（肥育） ＝ <u>64</u> 頭 ・牧草＝ <u>5.5</u> ha 〈経営面積〉 <u>5.5</u> ha	〈資本装備〉 ・畜舎 <u>680 m²</u> ・トラクター(50ps) <u>2 台</u> ・牧草管理機 <u>1 式（共同）</u> ・マニユアスプレッダ <u>1 台（共同）、他</u> 〈その他〉 ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化	16	肉用牛(<u>繁殖肥育一貫</u>)	〈作付面積等〉 黒毛和種(繁殖)＝ <u>40</u> 頭 黒毛和種(肥育)＝ <u>70</u> 頭 飼料作物＝ <u>1.2</u> ha 牧草＝ <u>4.8</u> ha 〈経営規模〉 <u>6.0</u> ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) <u>1 台</u> マニユアスプレッダ <u>1 台</u> ロールベアラ <u>1 台（共同）</u> <u>コーンハーベスタ(1 条)1 台（共同）</u> <u>スキッドステアローダ</u> <u>1 台</u> <u>ダンプトラック</u> <u>1 台</u> 他
17	<u>酪農専作</u>	〈作付面積等〉 ・経産牛＝ <u>42</u> 頭 ・飼料作物（ <u>デントコー</u> <u>ン</u> ）＝ <u>3.0</u> ha ・牧草＝ <u>13.0</u> ha 〈経営面積〉 <u>16.0</u> ha	〈資本装備〉 ・畜舎 <u>680 m²</u> ・パイプライン <u>ミルカー</u> <u>1 式</u> ・トラクター(50, 85ps) 各 <u>1 台、他</u> 〈その他〉 ・ <u>月 2 回ヘルパー利用</u> ・ほ場の集団化 ・ <u>コーンハーベスタ等飼料調製用機械</u> <u>の共同所有、共同作業</u>	17	酪農	〈作付面積等〉 経産牛＝ <u>50</u> 頭 飼料作物＝ <u>2.5</u> ha 牧草＝ <u>14.0</u> ha 〈経営規模〉 <u>16.5</u> ha	〈資本装備〉 畜舎 <u>800 m²</u> パイプライン <u>一式</u> トラクター(50, 85ps) 各 <u>1 台</u> <u>マニユアスプレッダ</u> <u>1 台</u> <u>ロールベアラ</u> <u>1 台</u> コーンハーベスタ等 <u>一式（共同）</u> 他
18	菌茸 ＋水稻	〈作付面積等〉 ・菌床椎茸＝ <u>10,000</u> 玉 ・水稻＝ <u>6.5</u> ha 〈経営面積〉 <u>6.5</u> ha	〈資本装備等〉 ・ウレタン吹き付けハウス <u>272 m²</u> ・暖房機、 <u>棚</u> 、散水施設等 <u>1 式</u> ・トラクター(30ps) <u>1 台</u> ・田植機(4 条) <u>1 台</u> ・コンバイン(3 条) <u>1 台、他</u>	18	菌茸 ＋水稻	〈作付面積等〉 菌床椎茸＝ <u>10,000</u> 玉 水稻＝ <u>6.5</u> ha 〈経営面積〉 <u>6.5</u> ha	〈資本装備等〉 ウレタン吹き付けハウス <u>272 m²</u> 暖房機・ <u>棚</u> ・散水施設等 トラクター(30ps) <u>1 台</u> 田植機(4 条) <u>1 台</u> コンバイン(3 条) <u>1 台</u> 他
19	水稻 ＋雑穀	〈作付面積等〉 ・水稻＝ <u>8.0</u> ha ・ハトムギ＝ <u>4.0</u> ha 〈経営面積〉 <u>12.0</u> ha	〈資本装備等〉 ・トラクター(30ps) <u>1 台</u> ・田植機(4 条) <u>1 台</u> ・コンバイン(3 条) <u>1 台</u> ・ハトムギ用コンバイン <u>1 台</u>	19	水稻 ＋雑穀	〈作付面積等〉 水稻＝ <u>8.0</u> ha ハトムギ＝ <u>4.0</u> ha 〈経営面積〉 <u>12.0</u> ha	〈資本装備等〉 トラクター(30ps) <u>1 台</u> 田植機(4 条) <u>1 台</u> コンバイン(3 条) <u>1 台</u> ハトムギ用コンバイン <u>1 台</u>

(2) 集落型の組織経営体

主たる従事者3人が中心となり、40～50haの営農規模で、集落営農の発展を目指す類型とした。主たる従事者1人あたりの所得目標と労働時間は個別経営体の場合と同様とした。

No	営農類型	経営規模	生産方式
20	水稻＋大豆 または小麦 (組織 主3人)	〈作付面積等〉 水稻＝ <u>30.0</u> ha 大豆(小麦)＝ <u>15.0</u> ha 〈経営面積〉 <u>45.0</u> ha (うち借地 <u>35.0</u> ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 コンバイン(4条) 2台 播種機(点播4条) 1台 (普通型コンバイン 1台) 乾燥機(3.5t) 5台 他
21	水稻＋大豆 または小麦 (受託込) (組織 主3人)	〈作付面積等〉 水稻＝15.0ha 水稻受託＝30.0ha 大豆(小麦)＝15.0ha 〈経営面積〉 30.0ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 コンバイン(4条) 2台 播種機(点播4条) 1台 (普通型コンバイン 1台) 乾燥機(3.5t) 3台 他
22	水稻＋小麦 ＋そば(夏播秋穫) または大豆・雑穀 (組織 主3人)	〈作付面積〉 水稻＝ <u>30.0</u> ha 小麦＝ <u>14.0</u> ha そば(夏播) (大豆) (ハトムギ) ＝ <u>14.0</u> ha 〈経営面積〉 <u>44.0</u> ha (うち借地 <u>37.0</u> ha) (小麦－そば輪作)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 播種機(点播4条) 1台 コンバイン(4条) 2台 (普通型コンバイン 1台) 乾燥機(<u>3.5</u> t) 6台 他

改 正 後				現 行			
23	りんご <u>(主たる従事者 3 人)</u>	〈作付面積〉 ・ <u>りんご</u> ＝10. 0ha 〈経営面積〉 10. 0ha	〈資本装備〉 ・ <u>トラック (2t)</u> 2 台 ・ <u>トラクター (20ps)</u> 2 台 ・ <u>スピードスプレヤー</u> 2 台 (1 台共同等) ・ <u>ロータリーモア (乗用)</u> 2 台 ・ <u>マニュアルスプレッダ</u> 2 台、 <u>他</u>	23	りんご <u>(組織 主 3 人)</u>	〈作付面積〉 りんご＝10. 0ha 〈経営面積〉 10. 0ha	〈資本装備〉 トラック (2t) 2 台 トラクター (20ps) 2 台 スピードスプレヤー 2 台 (1 台共同等) <u>乗用モア</u> 2 台 <u>マニュアルスプレッダ</u> 2 台 他
24	水稻 ＋ピーマンまたは トマト、きゅうり ＋小麦または大豆 <u>(主たる従事者 3 人)</u>	〈作付面積等〉 ・ <u>水稻</u> ＝21. 0ha ・ <u>ピーマンまたはトマト、</u> きゅうり＝0. 6ha ・ <u>小麦または大豆</u> ＝7. 0ha 〈経営面積〉 28. 6ha	〈資本装備〉 ・ <u>トラクター (30、50ps)</u> 各 1 台 ・ <u>田植機 (6 条)</u> 1 台 ・ <u>コンバイン (4 条)</u> 1 台 ・ <u>乾燥機 (3. 5t)</u> 3 台 ・ <u>深耕ロータリー</u> 1 台 ・ <u>マルチスプレーヤ</u> 1 台 ・ <u>農業用ドローン</u> 1 台、 <u>他</u>	24	水稻 ＋ピーマンまたは トマト、きゅうり ＋小麦または大豆 <u>(組織 主 3 人)</u>	〈作付面積等〉 水稻＝21. 0ha ピーマン <u>(トマト)</u> <u>(きゅうり)</u> ＝0. 6ha 小麦 <u>(大豆)</u> ＝7. 0ha 〈経営面積〉 28. 6ha	〈資本装備〉 トラクター (30、50ps) 各 1 台 田植機 (6 条) 1 台 コンバイン (4 条) 1 台 乾燥機 (3. 5t) 3 台 深耕ロータリー 1 台 マルチスプレーヤ 1 台 他

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の経営体
新たに農業経営を営もうとする青年等にあっては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況等を勘案して、就農後 5 年後の農業経営の年間所得が「就業後間もない他産業従事者」並みの 250 万円程度を確保できる経営とし、営農類型については下表のとおり、経営規模と生産方式は、その所得目標に応じたものとする。

No.	営農類型	経営規模	生産方式
25	野菜専作	〈作付面積〉 ・ <u>きゅうり</u> ＝0. 2ha 〈経営面積〉 0. 2ha	〈資本装備〉 ・ <u>簡易ビニールハウス</u> 2, 000 m ² ・ <u>トラクター (20ps)</u> 1 台 ・ <u>動力噴霧機 (自走式)</u> 1 台 ・ <u>温風暖房機、他</u> 〈その他〉 ・ <u>半促成＋抑制栽培の組合せ</u> ・ <u>機械施設は中古 (標準価格の 1/2)</u> ・ <u>単収は 19t/10a</u>
26	野菜専作	〈作付面積〉 ・ <u>きゅうり</u> ＝0. 2ha 〈経営面積〉 0. 2ha	〈資本装備〉 ・ <u>トラクター (30ps)</u> 1 台 ・ <u>管理機 (ロータリー付)</u> 1 台 ・ <u>マルチャー (管理機用)</u> 1 台 ・ <u>マルチスプレーヤ</u> <u>(クローラ自走式)</u> 1 台、 <u>他</u> 〈その他〉 ・ <u>露地栽培</u> ・ <u>機械施設は中古 (標準価格の 1/2)</u> ・ <u>単収は 12t/10a</u>
27	野菜専作	〈作付面積〉 ・ <u>トマト</u> ＝0. 2ha 〈経営面積〉 0. 2ha	〈資本装備〉 ・ <u>簡易ビニールハウス</u> 2, 000 m ² ・ <u>トラクター (20ps)</u> 1 台 ・ <u>動力噴霧機 (自走式)</u> 1 台 ・ <u>養液土耕栽培システム</u> 1 式、 <u>他</u>

改 正 後					現 行	
			<u>〈その他〉</u> ・夏秋どり、養液土耕栽培 ・機械施設は中古（標準価格の1/2、 ただし養液土耕栽培システムは除く） ・単収は12t/10a			
28	野菜専作	<u>〈作付面積〉</u> ・ミニトマト＝0.12ha <u>〈経営面積〉 0.12ha</u>	<u>〈資本装備〉</u> ・簡易ビニールハウス 1,200 m ² ・トラクター(20ps) 1 台 ・動力噴霧機(自走式) 1 台 ・ミニトマト選別機 1 台、他 <u>〈その他〉</u> ・夏秋どり、自動かん水、土耕栽培 ・機械施設は中古（標準価格の1/2） ・単収は6.5t/10a			
29	野菜専作	<u>〈作付面積〉</u> ・ピーマン＝0.2ha <u>〈経営面積〉 0.2ha</u>	<u>〈資本装備〉</u> ・簡易ビニールハウス 2,000 m ² ・トラクター(20ps) 1 台 ・動力噴霧機(自走式) 1 台、他 <u>〈その他〉</u> ・雨よけハウス栽培 （または露地トンネル） ・機械施設は中古（標準価格の1/2） ・単収は9t/10a			
30	野菜専作	<u>〈作付面積〉</u> ・ほうれんそう＝0.4ha <u>〈経営面積〉 0.4ha</u>	<u>〈資本装備〉</u> ・簡易ビニールハウス 4,000 m ² ・トラクター(25ps) 1 台 ・真空播種機(人力、2条) 1 台 ・ほうれんそう調製機 （全長300cm） 1 台 ・野菜フィルム包装機 （計量機付） 1 台 ・予冷库(1坪) 1 台、他 <u>〈その他〉</u> ・雨よけ栽培4回転 ・機械施設は中古（標準価格の1/2） ・単収は0.8t/10a（1回転当たり）			
31	菌茸専作	<u>〈作付面積〉</u> ・生しいたけ＝28千玉	<u>〈資本装備〉</u> ・ウレタン吹き付けハウス 646 m ² ・温風暖房機 ・予冷库(1坪) 1 台、他 <u>〈その他〉</u> ・菌床、春夏＋秋冬発生型栽培 ・機械は中古(標準価格の1/2) ・施設は補助事業を活用 ・単収は900kg/1,000玉			
32	花き専作	<u>〈作付面積〉</u> ・りんどう＝0.38ha <u>〈経営面積〉 0.38ha</u>	<u>〈資本装備〉</u> ・トラクター(20ps) 1 台 ・動力噴霧機(自走式) 1 台 ・下葉取り機 1 台 ・結束機 1 台、他 <u>〈その他〉</u>			

改 正 後				現 行	
			・ 早生 8 月収穫 0.2ha、晩生 9 月収穫 0.18ha ・ 単収は早生 30,000 本/10a、 晩生 42,000 本/10a（3 年目以降）		
(4)リーディング経営体					
(1)の個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね 1,000 万円以上）へ育成する。主たる従事者 3 人が中心となり、40～50ha の営農規模で、集落営農の発展を目指す類型とした。主たる従事者 1 人あたりの所得目標と労働時間は個別経営体の場合と同様とした。					
No.	営農類型	経営規模	生産方式		
33	水稲 ＋大豆または小麦	〈作付面積〉 ・ 水稲＝25.0ha ・ 大豆または小麦＝11.0ha 〈経営面積〉 36.0ha （うち借地 15.0ha）	〈資本装備〉 ・ トラクター (50ps) 2 台 ・ 田植機 (6 条) 2 台 ・ 播種機 (点播 4 条) 1 台 ・ 乗用管理機 1 台 ・ コンバイン (5 条) 2 台 （普通型コンバイン 1 台） ・ 乾燥機 (3.5 t) 3 台 ・ 農業用ドローン 1 台、他 〈その他〉 ・ ほ場の集団化 ・ 必要に応じ園芸品目、農産加工の導入		
34	野菜専作	〈作付面積〉 ・ ピーマン＝1.0ha 〈経営面積〉 1.0ha	〈資本装備〉 ・ 簡易ビニールハウス 10,000 m² ・ トラクター (20ps) 1 台 ・ 動力噴霧機 (自走式) 1 台 ・ 養液土耕栽培システム 1 式、他 〈その他〉 ・ 雨よけハウス栽培 （または露地トンネル） ・ 単収 8t ・ 長期的な雇用		
35	野菜専作	〈作付面積〉 ・ トマト＝0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 ・ 補強型ハウス 5,000 m² ・ 複合環境制御装置、他 〈その他〉 ・ 単収 30t ・ 長期的な雇用		
36	酪農専作	〈作付面積等〉 ・ 経産牛＝90 頭 ・ 飼料作物（デントコーン）＝5.0ha ・ 牧草＝30.0ha 〈経営面積〉 35.0ha	〈資本装備〉 ・ 畜舎 1,080 m² ・ トラクター (50ps、105ps) 各 2 台 ・ ミルキングパーラー ・ 農業用ドローン 1 台、他 〈その他〉 ・ フリーストール方式の導入		
37	酪農専作 （飼料生産外部委託）	〈作付面積等〉 ・ 経産牛＝90 頭	〈資本装備〉 ・ 畜舎 1,080 m² ・ トラクター (50ps) 1 台 ・ ミルキングパーラー、他 〈その他〉 ・ TMR センター利用 ・ フリーストール方式の導入		

改 正 後				現 行	
38	肉用牛（一貫） ＋水稲	〈作付面積等〉 ・黒毛和種（繁殖）＝24 頭 ・黒毛和種（肥育）＝64 頭 ・牧草＝5. 5ha ・水稲＝12. 0ha 〈経営面積〉 17. 5ha	〈資本装備〉 ・畜舎 680 m ² ・トラクター(50ps) 2 台 ・牧草管理機 1 式 ・マニユアスプレッダ 1 台 ・田植機(8 条) 1 台 ・コンバイン(5 条) 1 台 ・乾燥機(3. 5t) 2 台、他 〈その他〉 ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化		
2 経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する指標					
経営管理の方法		農業従事の態様等			
・ 農業経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践 ・ 経営改善指標による自己チェック ・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・ 研修等による経営管理能力の向上 ・ パソコン等の導入による経営管理 ・ 経営体質の強化のための自己資本の充実 ・ 経営内の役割の明確化 ・ 生産工程管理（GAP）の実施 ・ 必要に応じ、法人形態への移行 ・ 青色申告の実施		・ 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保 ・ 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保 ・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化 ・ 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実			
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標					
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標					
第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標は、次のとおりである。					
○効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標					
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標		備 考			
7 5 . 0 %					
(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。					
2 目標年次は、令和 12 年度とする。					
3 令和 2 年度末実績値は 61. 0%。					

2 経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する指標	
経営管理の方法	農業従事の態様等
・ 経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践 ・ 経営改善指標による自己チェック ・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・ 研修等による経営管理能力の向上 ・ パソコン等の導入による経営管理 ・ 経営体質の強化のための自己資本の充実 ・ 経営内の役割の明確化 ・ 生産工程管理（GAP）の実施 ・ 必要に応じ、法人形態への移行 ・ 青色申告の実施	・ 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保 ・ 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保 ・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化 ・ 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	
1 第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標は、次のとおりである。	
○効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
7 5 . 0 %	
(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。	
2 目標年次は、平成 37 年度とする。	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 15
改 正 後	現 行	
○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的利用集積についての目標 第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営む<u>者</u>が、農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進し、その割合が高まるように努める。 2 農用地の利用関係の改善に関する事項 農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農地中間管理機構及び奥州市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、奥州市は、関係機関及び団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証する。 なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における<u>マスタープラン</u>の話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。 地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。 (1) 平坦部では、水稻、大豆、麦の作付けが中心となっており、認定農業者や集落営農組織等に農地の利用集積が進んでいる。 しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の<u>集約化</u>を促進することが重要となっている。 このため、奥州市は、市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、<u>農地中間管理機構</u>等の関係機関・団体との連携のもと、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。 (2) 中山間地域では、水稻、大豆、麦の作付けが中心であるが、<u>葉菜・果菜類</u>等の園芸作目や肉用牛等の畜産も盛んであり複合経営を行う認定農業者に対する農地の利用集積が進んでいる。 しかしながら、土地利用型農業については、個々の経営体による農作業が中心で戸別の農業用機械所有など高コスト体質が課題となっており、今後は集落営農の組織化など、作付けの集団化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。 このため、奥州市は、市農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体との連携のもと、利用権設定等促進事業、農地中間管理機事業及び特例事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。 第4 農業経営基盤強化促進事業等に関する事項 奥州市は、岩手県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、奥州市農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って<u>次に掲げる</u>農業経営基盤強化促進事業等に積極的に取り組む。 ① 利用権設定等促進事業 ② 農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進する事業 ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進する事業については、奥州市全域を対象として地域の重点実施と連携し	○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的利用集積についての目標 第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営む<u>もの</u>が、農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進し、その割合が高まるように努める。 2 農用地の利用関係の改善に関する事項 農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農地中間管理機構及び奥州市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを促進する。その際、奥州市は、関係機関及び団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証する。 なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取<u>組</u>みを行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。 地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。 (1) 平坦部では、水稻、大豆、麦の作付けが中心となっており、認定農業者や集落営農組織等に農地の利用集積が進んでいる。 しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の<u>面的利用集積</u>を促進することが重要となっている。 このため、奥州市は、市農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体連携のもと、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。 (2) 中山間地域では、水稻、大豆、麦の作付けが中心であるが、<u>葉菜・果菜類</u>などの園芸作目や肉用牛などの畜産も盛んであり複合経営を行う認定農業者に対する農地の利用集積が進んでいる。 しかしながら、土地利用型農業については、個々の経営体による農作業が中心で戸別の農業用機械所有など高コスト体質が課題となっており、今後は集落営農の組織化など、作付けの集団化、農作業の共同化を図ることが重要となっている。 このため、奥州市は、市農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体連携のもと、利用権設定等促進事業、農地中間管理機事業及び特例事業の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 奥州市は、岩手県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、奥州市農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。 奥州市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。 ① 利用権設定等促進事業 ② 農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進する事業 ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進する事業については、奥州市全域を対象として地域の重点実施と連携し	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 16
改 正 後	現 行	
て積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。 ア 平坦部においては、ほ場整備事業が進められており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し関係機関の一体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。 イ 中山間地域においては、園芸や畜産等の複合経営を行う農業経営体に対する農地の利用集積を進める。また、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農家が集落協定などを結び、農業生産活動の維持を通じて、<u>遊休農地の解消を図ることにより、荒廃農地</u>の発生を防止し、多面的機能の確保を図ることで農地の維持に努める。	て積極的な取り組みを行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。 ア 平坦部においては、ほ場整備事業が進められており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し関係機関の一体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。 イ 中山間地域においては、園芸や畜産等の複合経営を行う農業経営体に対する農地の利用集積を進める。また、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農家が集落協定などを結び、農業生産活動の維持を通じて、<u>耕作放棄地</u>の発生を防止し、多面的機能の確保を図ることで農地の維持に努める。	
以下、各個別事業ごとに述べる。	以下、各個別事業ごとに述べる。	
1 利用権設定等促進事業に関する事項 (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。 ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合は、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。 (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。 (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。 (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。 イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。 ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。 ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。 ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び第 7 条第 1 項に掲げる事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。 ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）<u>以下、「政令」という。</u>）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。 ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認	1 利用権設定等促進事業に関する事項 (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。 ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合は、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。 (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。 (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。 (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。 イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。 ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。 ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。 ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び第 7 条第 1 項に掲げる事業を行う農地中間管理機構、<u>法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体</u>又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。 ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、<u>農地利用集積円滑化団体</u>、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）<u>（以下、「政令」という。</u>）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。 ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 17
改正後	現 行	
められること。 イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。 ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。 ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。 ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。 (2) 利用権の設定等の内容 利用権設定等促進事業の実施により、設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間の基準借賃の算定基準及び支払(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。 (3) 開発を伴う場合の措置 ① 奥州市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別紙 9 の第 1 の 3 様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。 ② 奥州市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。 ア 当該開発事業の実施が確実であること。 イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。 ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、<u>農業振興地域の整備に関する法律(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく</u>開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。 (4) 農用地利用集積計画の策定期間 ① 奥州市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。 ② 奥州市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。 (5) 要請及び申出 ① 市農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、奥州市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。 ② 奥州市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和 24 年	められること。 イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。 ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。 ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。 ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。 (2) 利用権の設定等の内容 利用権設定等促進事業の実施により、設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間の基準借賃の算定基準及び支払(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。 (3) 開発を伴う場合の措置 ① 奥州市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、<u>農地利用集積円滑化団体</u>及び農地中間管理機構を除く。）から「<u>農業経営基盤強化促進法の基本要綱</u>」（平成 24 年 5 月 31 日）付け経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別紙 <u>10</u> の第 1 の 3 様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。 ② 奥州市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。 ア 当該開発事業の実施が確実であること。 イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。 ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。 (4) 農用地利用集積計画の策定期間 ① 奥州市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。 ② 奥州市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。 (5) 要請及び申出 ① 市農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、奥州市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。 ② 奥州市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和 24 年	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 18
改正後	現 行	
法律第 195 号)第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。 ③ 農用地利用改善団体又は奥州市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。 ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。 (6) 農用地利用集積計画の作成 ① 奥州市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。 ② 奥州市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。 ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、奥州市は、農用地利用集積計画を定めることができる。 ④ 奥州市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。 (7) 農用地利用集積計画の内容 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 なお、⑥の<u>イ</u>に掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。 ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所 ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所 ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項 ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払いの方法 ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項 ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件 <u>イ</u> その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項 (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者	法律第 195 号)第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。 ③ 農用地利用改善団体又は奥州市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。 <u>④ 奥州市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</u> ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。 (6) 農用地利用集積計画の作成 ① 奥州市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。 ② 奥州市は、(5)の②から④の規定による<u>農地利利用集積円滑化団体</u>、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。 ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、奥州市は、農用地利用集積計画を定めることができる。 ④ 奥州市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。 (7) 農用地利用集積計画の内容 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 なお、⑥の<u>ウ</u>に掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。 ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所 ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所 ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項 ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払いの方法 ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項 ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件 <u>イ</u> <u>その者が毎事業年度の終了後 3 か月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号、以下、「規則」という。）第 16 条の 2 各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない</u> <u>ウ</u> その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項 (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 19
改 正 後	現 行	
(イ) 原状回復の費用の負担者 (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況 (8) 同意 奥州市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 20 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。 (9) 公告 奥州市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を奥州市の掲示板への掲示により公告する。 (10) 公告の効果 奥州市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。 (11) 利用権の設定等を受けた者の責務 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。 (12) 農地所有適格法人以外の者による市農業委員会への報告 次に掲げる者は、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 60 条の 2 で定めるところにより、毎年、事業の状況その他同条で定める事項を市農業委員会に報告しなければならない。 ア 農地法第 3 条第 3 項の規定により、同条第 1 項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者。 イ 農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた同法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者。 ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた同条第 5 項第 4 号に規定する者。 (13) 紛争の処理 奥州市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。 (14) 農用地利用集積計画の取消し等 ① 奥州市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。 ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。	(イ) 原状回復の費用の負担者 (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況 (8) 同意 奥州市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 5 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。 (9) 公告 奥州市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を奥州市の掲示板への掲示により公告する。 (10) 公告の効果 奥州市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。 (11) 利用権の設定等を受けた者の責務 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。 (12) 市農業委員会への報告 奥州市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第 16 条の 2）があった場合は、その写しを市農業委員会に提出するものとする。 (13) 紛争の処理 奥州市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。 (14) 農用地利用集積計画の取消し等 ① 奥州市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。 ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 20
改正後	現 行	
ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ② 奥州市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。 ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。 ③ 奥州市は、②の規定による取消しを行ったときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を奥州市の掲示板への掲示により公告する。 ④ 奥州市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。 ⑤ 市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業及び特例事業の活用を図るものとする。市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。	ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ② 奥州市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。 ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。 イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。 ③ 奥州市は、②の規定による取消しを行ったときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を奥州市の掲示板への掲示により公告する。 ④ 奥州市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。 ⑤ 市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業及び特例事業又は農地利用集積円滑化事業の活用を図るものとする。市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、<u>農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構</u>に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。	
2 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業に関する事項 (1) 奥州市は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う農地中間管理機構より委託を受け、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。 (2) 市、市農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。	2 農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項 (1) 奥州市は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う農地中間管理機構より委託を受け、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。 (2) 市、市農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。	
3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項 (1) 農用地利用改善事業の実施区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。 ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。 (2) 農用地利用改善事業の内容 農用地利用改善事業の主要な内容は、(1)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を行うものとする。 (3) 農用地利用規程の内容 ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 イ 農用地利用改善事業の実施区域 ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項 エ 認定農業者とその構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 カ その他必要な事項 ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。 (4) 農用地利用規程の認定 ① (1)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき	3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1) 農用地利用改善事業の実施区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。 ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。 (2) 農用地利用改善事業の内容 農用地利用改善事業の主要な内容は、(1)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を行うものとする。 (3) 農用地利用規程の内容 ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 イ 農用地利用改善事業の実施区域 ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項 エ 認定農業者とその構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 カ その他必要な事項 ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。 (4) 農用地利用規程の認定 ① (1)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 21
改 正 後	現 行	
法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を奥州市に提出して、農用地利用規程について奥州市の認定を受けることができる。 ② 奥州市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に当該するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。 ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 ウ (3)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 ③ 奥州市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を奥州市の掲示板への掲示により公告する。 ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。 (5) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 ① (4)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。 ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(3)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。 ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項 ③ 奥州市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(4)の①の認定の申請があった場合において、その申請に係る農用地利用規程が(4)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、(4)の①の認定をしない。 ア ②のイに掲げる目標が(1)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地については農作業の委託を受けることが確実であると認められること ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、認定計画とみなす。 (6) 農用地利用改善団体に対する指導・援助 ① 奥州市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。 ② 奥州市は、(4)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、奥州農業改良普及センター、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。 4 <u>委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項</u> (1) 農作業受委託の促進 奥州市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。	法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を奥州市に提出して、農用地利用規程について奥州市の認定を受けることができる。 ② 奥州市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に当該するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。 ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 ウ (3)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 ③ 奥州市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を奥州市の掲示板への掲示により公告する。 ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。 (5) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 ① (4)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。 ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(3)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。 ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項 ③ 奥州市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(4)の①の認定の申請があった場合において、その申請に係る農用地利用規程が(4)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、(4)の①の認定をしない。 ア ②のイに掲げる目標が(1)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地については農作業の委託を受けることが確実であると認められること ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、認定計画とみなす。 (6) 農用地利用改善団体に対する指導・援助 ① 奥州市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。 ② 奥州市は、(4)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、奥州農業改良普及センター、市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、<u>農地利用集積円滑化団体</u>等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。 4 <u>農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u> (1) 農作業受委託の促進 奥州市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。	

改 正 後	現 行
ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進 イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は認定農業者及び認定新規就農者の育成 ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発 エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化 オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進 カ 農作業受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定	ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進 イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は認定農業者及び認定新規就農者の育成 ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発 エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化 オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進 カ 農作業受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。	(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、<u>農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、</u>農作業受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を<u>促進する事業</u>に関する事項 奥州市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農業技術研修や新技術開発等を学ぶ<u>機会</u>の確保、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための男女共同参画の取組や研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。	5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保<u>の</u>促進に関する事項 奥州市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、農業技術研修や新技術開発等を学ぶトレーニング農場の設置、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための男女共同参画の取り組みや研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。
特にも、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農者を大幅に増大させる必要があることから、就農前後の青年新規就農者に対する資金支援、農業法人等の青年就農者の雇用における実践的な研修への誘導等により青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を推進する。 また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。	特にも、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農者を大幅に増大させる必要があることから、就農前後の青年新規就農者に対する資金支援、農業法人等の青年就農者の雇用における実践的な研修への誘導等により青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を推進する。 また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。
6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な<u>事業に関する事項</u> (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 奥州市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。 ア 奥州市は、ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化と汎用性を高めるとともに、農業近代化施設の利活用を推進し効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備に努める。 イ 奥州市は、マスタープランの実現に向けた積極的な取組によって、水稻と大豆・麦等の土地利用型作物を適切に組み合わせ、水田の有効利用を図る。さらに、土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。 ウ 奥州市は、生産と定住の場として農村を整備し、定住条件の整備を通じ、担い手の確保に努める。 エ 奥州市は、農業・農村の振興と農業の持つ多面的機能の維持増進を図るため、<u>日本型直接支払制度及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の各種事業</u>を積極的に推進し、市の農業全体の発展に努める。	6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 奥州市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。 ア 奥州市は、ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化と汎用性を高めるとともに、農業近代化施設の利活用を推進し効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備に努める。 イ 奥州市は、マスタープランの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻と大豆・麦等の土地利用型作物を適切に組み合わせ、水田の有効利用を図る。さらに、土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。 ウ 奥州市は、生産と定住の場として農村を整備し、定住条件の整備を通じ、担い手の確保に努める。 エ 奥州市は、農業・農村の振興と農業の持つ多面的機能の維持増進を図るため、<u>中山間地域直接支払交付金、強い農業づくり交付金等の既存の制度をはじめ、平成 26 年度に創設された多面的機能支払対策等各種</u>の事業を積極的に推進し、市の農業全体の発展に努める。 オ 奥州市は、畜産振興対策を実施し、肉用牛及び酪農の安定生産体制を確立する。また、家畜糞尿処理を進めるとともに良質堆肥の生産を図り、耕種農家との地域資源循環型のリサイクルシステムを確立し、健康な土づくりを進める。さらに、水田での飼料作物の増産を支援する耕畜連携推進対策を実施し、地域の実情に合った飼料作物の導入を促進し、飼料自給率の向上を目指す。 カ 奥州市は、野菜・果樹・花卉等の園芸作物について、労働力不足の解消と生産コストの低減を図るため、省力型機械の導入や高性能機械の組織的利用を図り、生産性の向上・安定を図るための施設を整備し、優良品種への更新等により体質の強化を図る。 キ 奥州市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資

改 正 後		現 行	
するように配慮するものとする。 (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 奥州市は、市農業委員会、奥州農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、<u>農地中間管理機構</u>と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するため農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。 また、関係機関・団体別の長期行動計画を樹立するとともに、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となつての合意の下に効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。 ② 農業委員会等の協力 市農業委員会、農業協同組合<u>及び</u>土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、奥州市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、奥州市はこのような機関の協力の推進に配慮する。		するように配慮するものとする。 (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 奥州市は、市農業委員会、奥州農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、<u>農地利用集積円滑化団体</u>と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するため農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。 また、関係機関・団体別の長期行動計画を樹立するとともに、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となつての合意の下に効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。 ② 農業委員会等の協力 市農業委員会、農業協同組合、<u>土地改良区及び農地利用集積円滑化団体</u>は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、奥州市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、奥州市はこのような機関の協力の推進に配慮する。	
第 5 農地利用集積円滑化事業に関する事項			
<u>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</u> 奥州市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、<u>経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後 10 年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。</u> <u>このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。</u> <u>農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取り組みが期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。</u>			
<u>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</u> ① 奥州市における農地利用集積円滑化事業は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定による農業振興地域をいう。）を対象として行うことを基本とする。 ② 奥州市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、<u>担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。</u> <u>なお、奥州市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域を区域とする。</u> ③ <u>複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、奥州市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。</u>			
<u>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</u> (1) <u>農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</u> <u>農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。</u> ① <u>農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項</u> ア <u>農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）</u> イ <u>その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項</u>			

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 24
改 正 後	現 行	
	② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項 ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項 イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項 ウ 農用地等の管理に関する事項 エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項 ③ 研修等事業の内容及び当該研修等事業の実施に関する事項 ④ 事業実施地域に関する事項 ⑤ 事業実施が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、岩手県農業会議、市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項 (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認 ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、奥州市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、奥州市から承認を得るものとする。 ② 奥州市は、農地利用集積円滑化事業規程の内容及、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。 ア 基本構想に適合するものであること。 イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 エ 認定新規就農者が認定に係る青年等就農計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 オ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。 (7) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。 (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。 (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。 (エ) (7)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。 (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、岩手県農業会議、市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。 (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地について農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。 (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。 ③ 奥州市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、市農業委員会の決定を経るものとする。 ④ 奥州市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を奥州市掲示板への掲示により公告する。 ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。 ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。 (3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等 ① 奥州市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 25
改 正 後	現 行	
	<u>② 奥州市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u> <u>③ 奥州市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消すことができる。</u> <u>ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。</u> <u>イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u> <u>ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。</u> <u>④ 奥州市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を奥州市の掲示板への掲示により公告する。</u> <u>(4) 奥州市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。</u> <u>① 奥州市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。</u> <u>② 奥州市は、①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときに、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。</u> <u>③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。</u> <u>④ 奥州市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ市農業委員会の決定を経るものとする。</u> <u>⑤ 奥州市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を奥州市の掲示板への掲示により公告する。</u> <u>⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。</u> <u>(5) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方</u> <u>農地中間管理機構が持つ農用地等の利用条件の改善等の機能を活用するなど、農地中間管理事業及び特例事業と相互に補完することにより、農用地の所有者及び貸付等の相手方双方の意向を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積が促進されるよう連携する。</u> <u>(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方</u> <u>農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。</u> <u>(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</u> <u>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。</u> <u>② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式6に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。</u> <u>③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</u> <u>ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。</u> <u>イ 所有権の移転をする場合の対価又は賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約書に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。</u> <u>ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。</u> <u>④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。</u> <u>⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。</u>	

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表		No. 26
改正後	現 行	
	<u>この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。</u> <u>(8) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の対価の設定等の基準</u> <u>① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、市農業委員会の意見を聴くものとする。</u> <u>② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、市農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、市農業委員会の意見を聴くものとする。</u> <u>(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項</u> <u>① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目及び栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。</u> <u>② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。</u> <u>③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、奥州農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。</u>	
第 <u>5</u> その他	第 <u>6</u> その他	
この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附 則 1 この基本構想は、<u>令和4年1月1日</u>から施行する。	この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附 則 1 この基本構想は、<u>平成28年10月1日</u>から施行する。	
別紙1（第4の1（1）⑥関係）	別紙1（第4の1（1）⑥関係）	
次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。） ○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項 ○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。 （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。） ○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件 ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。） ○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項 ○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。 （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。） ○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件 ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合	

改 正 後				現 行			
・・・その土地を効率的に利用できると認められること。 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号又は第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。） ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。				・・・その土地を効率的に利用できると認められること。 (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号又は第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。） ○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。			
別紙2（第4の1（2）関係）				別表2（第4の1（2）関係）			
I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合				I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合			
①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還	①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は3、6、10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3、6、10年とすることが相当でない認められる場合には、3、6、10年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定（又は移転）を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき奥州市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。	1 存続期間は3、6、10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て3、6、10年とすることが相当でない認められる場合には、3、6、10年と異なる存続期間とすることが出来る。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもの外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定（又は移転）を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき奥州市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

改 正 後				現 行			
Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合				Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合			
①存続期間 （又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還	①存続期間 （又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。	Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。
Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合				Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合			
①存続期間	②損益の算定基準	③損益決裁方法		①存続期間	②損益の算定基準	③損益決裁方法	
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。		Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	
Ⅳ 所有権の移転を受ける場合				Ⅳ 所有権の移転を受ける場合			
①対価算定基準		②対価の支払方法		①対価算定基準		②対価の支払方法	
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。		農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。		土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。		農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	
		③所有権の移転の時期				③所有権の移転の時期	
		農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお独立行政法人農業者年金基金及び農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、独立行政法人農業者年金基金及び農地中間管理機構の定めるところによるものとする。				農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお独立行政法人農業者年金基金及び公益社団法人岩手県農業公社が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、独立行政法人農業者年金基金及び農地中間管理機構の定めるところによるものとする。	